

実務研究

日本税務会計学会

6月 月次研究会



後久 亮 [日本橋]

会社法における純資産の基本概念

1 はじめに

本年5月に施行された会社法は、『資本』の概念が新しくなりました。これに伴い、法人税法の整備が行

2 資本金、株式、会社財産の関係

「資本金」とは、計算書類である貸借対照表の計数の一つでしかありません。1億円の資本金があったとしても、欠損を抱えているような法人の場合、債権者は資本金に見合うだけの財産があるなどは考えもしいでしよう。

つまり、資本金は「過去」に株主から出資として払込み又は給付された財産の価額の全部又は一部を計上した計算書類上の計数ということになります。「株式」とは、株式会社の有者について、その地位を株式によって細分化したものです。「会社財産」とは、会社が保有するプラスの財産である資産と、借入金などのマイナスの負債を併せたものが対象となります。

3 資本充実の原則

従来の、「定款で資本金を定め、その資本金に見合う株式を発行しなければならない」という規制があったことから、資本充実の原則は効力を持っていました。しかし、定款で資本金を定めることが「資本確定の原則」であって、その資本金に見合うだけの株式について引受人を見つけ、払込みをさせて、株式を発行するのが資本充実の原則といわれるものでした。

従来は、「定款で資本金を定め、その資本金に見合う株式を発行しなければならない」という規制があったことから、資本充実の原則は効力を持っていました。しかし、定款で資本金を定めることが「資本確定の原則」であって、その資本金に見合うだけの株式について引受人を見つけ、払込みをさせて、株式を発行するのが資本充実の原則といわれるものでした。

株主が「間接有限責任」〔会社法（以下「会社法」）104〕しか負わない株式会社では、会社財産だけが債権者の担保となります。したがって、株主が資本金として出資した財産が、債権者に無断で払い戻すことができないような制度が必要となります。そこで、会社法は、原則として、株式が発行される場合に株式の引受人が会社に対して出資（払込み又は給付）をした財産の額の全部又は一部を資本金に計上することを定めた上で（会社法445①）この資本金の額を基礎として、株主に対する剰余金の配当等を制限することになっています（会社法461）。

出資を伴って株式が発行される場合については、株

なお、資本金等の額が増加、あるいは減少する場合がありますが、株式、資本金、会社財産の性格の違いから、その増減は、相互にほとんど関連がないことが理解されます。

4 資本金制度の3原則

資本金制度は、3つの原則を本質としています。（資本不変の原則）資本の額の減少には株主総会の決議や債権者保護の手続きが必要とされ、容易に資本金の額が変更できない。

資本金が増加すればするだけ、剰余金の配当を制限することができるようですが、配当制限という機能だけ見れば、出資された財産の額にかかわらず、資本金は大きければ大きいほど債権者に有利となります。資本金には、登記を通じて、「この会社は、一旦は、資本金の額に相当する財産が出資されたのです」と報告することができません。しかし、これも、過去の話であって、現時点において財産が確保されている保証はありません。

5 設立費用を資本金から控除することの問題点

当初、会社法では、設立時の資本金の算出で、払込みがされた額から「設立に要した費用のうち発起人が定めた額」を控除することができるようになっていました（計算規則74）。

ただ、旧商法の取扱いと違うため、今回の処理を「資本充実を害する」と批判される意見もあることから、旧商法と会社法で、どちらが債権者を害するかを検討してみます。

1億円で商品を買ったり、従業員に賃金を払ったりすることはできますが、分配可能額（法律上は資本金をベースに算定される）がなければ、株主への返金だけは制限されてしまいます。この株主への返金制限が資本充実の原則に重要な性質であるということです。

これに対し、会社法・計算規則の考え方は、40万円を全額資本控除すると、資本金は60万円になります。債権者は、現実に60万円が拠出されたと思うでしょう。債権者の信頼は、裏切られるでしょうか。会社法・計算規則の考え方が、資本充実の原則に反しない、債権者を害することはないという考え方は、しかし、今回、会社法計算規則の改訂点として、創立費・株式発行費の資本控除規定を当分の間凍結するということになりました。この理由として国際会計基準では創立費等は資本控除とされているので、現行規則は資本控除の規定を置いていました。しかし、企業会計基準委員会が「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」として、当面は、資本控除を行わないこととしたことに足並みを揃えるかたちで、変更を余儀なくされたようです。

【参考】「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集が法務省から公示（公示期間 平成18年11月2日まで）
http://search.e-gov.go.jp/serlet/PUBLIC/CLASSNAME=Pcm1010&BID=300080003&OBJCD=&GROUP